

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	独立行政法人住宅金融支援機構の直接融資に係る登録免許税の非課税措置	
税目（条文番号）	登録免許税法第 4 条第 2 項、平成 19 年財務省告示第 104 号	
見 直 し の 内 容	<p>独立行政法人住宅金融支援機構の直接融資に係る登録免許税の非課税措置を、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止する。</p> <p>なお、平成 23 年 3 月 31 日までに上記直接融資に係る申込みを受理し、かつ、平成 25 年 3 月 31 日までに当該直接融資に係る抵当権設定の登記を行うものについて、引き続き非課税措置を適用する経過措置を設けることとする。</p>	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	910 百万円 （ — 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>独立行政法人住宅金融支援機構の直接融資と同様の融資を民間金融機関が実施した場合、債権を担保するための抵当権設定登記について登録免許税が課されているが、民間金融機関とのイコールフットイングの観点から、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する融資に係る抵当権設定登記に係る登録免許税の非課税措置を廃止する。</p>	